

桜井市地域公共交通総合連携計画の概要

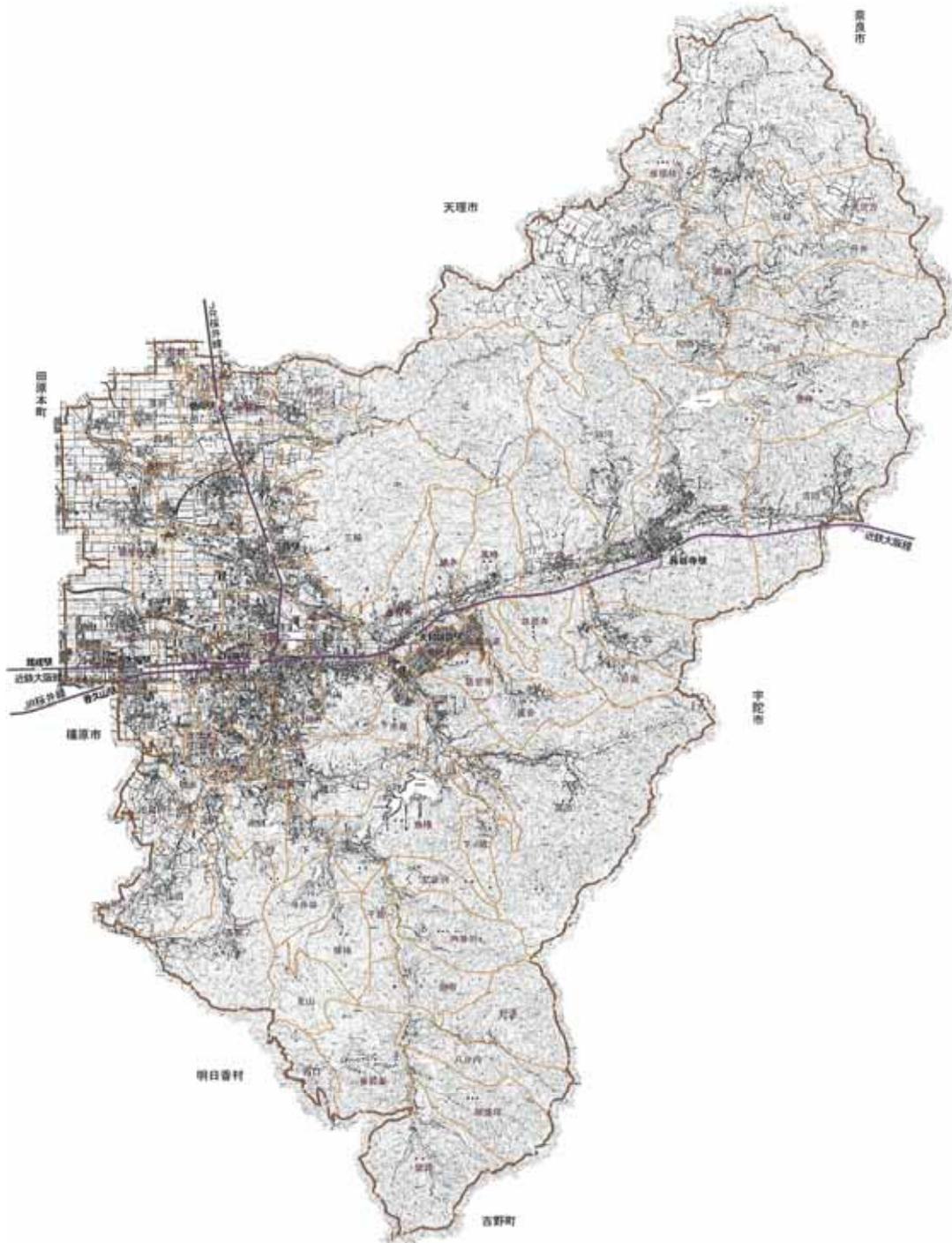
1. 経緯

平成 22 年 1 月 13 日 作成

平成 22 年 3 月 25 日 公表

2. 桜井市地域公共交通総合連携計画の区域

・桜井市内全域



3. 桜井市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

誰もが移動しやすく、利便性の高い公共交通サービスの提供と公共交通を支えるシステムづくりをめざす。

4. 桜井市地域公共交通総合連携計画の目標

- ・交通空白地における公共交通の確保
- ・効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編
- ・既存バス路線の利用促進
- ・モビリティ・マネジメントの推進 = 車から公共交通への利用転換
- ・公共交通を支える運行システムや住民参加のしくみづくり

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・桜井市コミュニティバス朝倉台延伸による利便性向上
(実施主体：桜井市)
- ・桜井市コミュニティバス多武峯線の実証運行(代替バス事業)
(実施主体：桜井市)
- ・上之郷地区におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行
(実施主体：桜井市)

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 24 年度

7. 法第 6 条に定める協議会の有無

有 (平成 21 年 2 月 12 日、桜井市地域公共交通活性化再生協議会、
構成員：別添)

8. 法第 5 条第 6 項に定められている関係者との協議

桜井市地域公共交通活性化再生協議会 平成 22 年 1 月 13 日協議成立

9. 法第 5 条第 5 項に定められている利用者の意見の反映

- ・桜井市地域公共交通活性化再生協議会に以下の団体のメンバーが参画し、4 回にわたって協議会で議論を行った。
 - ・桜井市自治連合会
 - ・桜井市社会福祉協議会
 - ・桜井市老人クラブ
- ・桜井市地域公共交通活性化再生協議会に参加していない以下の団体からもヒアリングを実施

- ・上之郷地区区長会
- ・朝倉台地区自治会
- ・路線バス多武峯線の沿線区
- ・ヒアリングを実施していない地区の住民に対してアンケートを実施
 - ・3,000世帯に配布 1,215件回答（回収率40.5%）
- ・平成21年12月14日から平成21年21年25日までの間、ホームページ上において計画素案に対する意見を募集
 - ・意見は特になかった。

10. その他

- ・法第7条による提案 無し
- ・5. 事業の概要及び事業の実施主体に掲げた事業のうち、
 - ・上之郷地区におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行
 - ・桜井市コミュニティバス多武峯線の実証運行（代替バス事業）
については、地域公共交通活性化・再生総合事業の支援制度を活用する予定をしている。

桜井市地域公共交通活性化再生協議会委員

構 成		所属団体名	役 職
協議会	会 長	桜井市	副 市 長
	委 員	近畿運輸局奈良運輸支局	支 局 長
		奈良県桜井土木事務所	所 長
		奈良県桜井警察署	署 長
		奈良県土木部	次 長
		桜井市自治連合会	会 長
		(社) 桜井市社会福祉協議会	会 長
		桜井市老人クラブ	会 長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
		社団法人奈良県バス協会	専務理事
		奈良県タクシー協会	専務理事
		奈良交通株式会社	乗合バス事業部長
		(社) 奈良県タクシー協会桜井部会	部 会 長